㈡　国民の生活基盤の維持
㈢　防衛及び公共の安全と秩序の維持
㈣　外交関係の処理

各府省等は、実施計画に基づき、上記の６つの機能に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める業務継続計画を作成するものとする。また、東京都においても、業務継続計画を作成するものとする。

なお、政治中枢機関（国会）や裁判所についても、政府に準じた措置を講じるなど、その機能の維持を図るための施策が必要であり、政府は、国会等における検討に資するよう、政府における取組状況の情報提供等を行うものとする。

イ　金融決済機能の継続性の確保や企業の事業継続のための取組

経済中枢機能の担い手である企業等においては、金融決済機能の継続性の確保や企業等の事業継続のための取組に努める必要がある。中央銀行や主要な金融機関等においては、分野全体としての事業継続の確保対策が比較的進んでおり、今後とも、強靱な事業継続体制を構築する取組の継続を目指すものとする。また、金融中枢機能を構成する市場等の間の連携強化を図るとともに、ライフライン事業者、インフラ事業者等の協力を得ながら、実践的な発災対応訓練等の継続的な実施を目指すものとする。

首都地域に集中する企業の本社等においては、自社製品の供給が途絶した場合における社会的影響の大きさ等を勘案しながら、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を進めるとともに、非常用発電設備及び必要な燃料の確保、通信手段の確保、データのバックアップ等の必要な対策を講じることにより、首都直下地震発生時においても本社機能や提供する商品、サービスの供給等が維持されることを目指すものとする。

⑵　首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

①　行政中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項等

首都直下地震が発生した場合、首都中枢機能が障害を受けるおそれがあり、こうした中で政府が業務を継続できるよう、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用できなくなるという最悪の事態を想定し、政府の代替拠点についてあらかじめ検討する必要があり、その詳細は実施計画において定めるものとする。

各府省等においても、実施計画に基づき、庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定して、代替庁舎を確保するものとし、これに係る必要事項を当該各府省等の業務継続計画に定めるものとする。

なお、政治中枢機関（国会）や裁判所においても、万一の事態に備え、東京で国会の機能や司法機能が果たせない場合における対応を検討する必要があり、政府は、その検討に資するよう、政府における取組状況の情報提供等を行うものとする。

②　経済中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項

企業等は、本社又は自社の中枢機能を担っている拠点について、これらの施設が被災により使用不能となる場合を想定して、代替拠点を確保することが必要であり、同時に被災しない拠点を代替拠点として確保することに努めるとともに、これに係る必要事項を企業等の事業継続計画（ＢＣＰ）に定めるよう努めるものとする。

⑶　ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項

電力、上水道等のライフラインや、情報通信インフラは、首都中枢機能の継続性確保のために必要不可欠な基盤である。これらのライフラインやインフラの機能目標及びこれを果たすための対策は以下のとおりである。

①　ライフライン及びインフラの機能目標

首都中枢機能の継続性確保のため、これを支えるライフライン及びインフラについて、発災後３日間程度での復旧を念頭に置いて、以下のとおり果たすべき機能目標を定める。

○　電力

電力は、情報通信、照明等への動力の提供等の役割を担う。このため、以下に示す首都中枢機関の重要設備は電力の供給を途絶させないようにする。

ア　国会の設備（情報通信施設等）
イ　中央省庁の設備（情報通信施設、災害応急対策支援システム等）
ウ　金融決済業務設備（情報通信施設、日銀ネット、全銀システム、証券決済システム等）

また、仮に停電した場合でも、上記の首都中枢機関の重要設備の電力を１日以内に供給できるようにする。

○　上水道

上水は、各種機器の冷却水等の役割を担う。このため、速やかに首都中枢機関の重要な機器（非常用電源装置、電算機等）の稼働に必要な冷却水が利用できるようにする。

○　下水道・ガス

下水道・ガスは、復旧に１か月以上を要する可能性もあるが、できるだけ早期の復旧を目指すものとする。

○　放送

放送は、災害時の被災状況や国として重要なアナウンスを国内外に伝達する役割を担う。このため、発災から１時間以内に被害速報を放送し、１日以内には国内外への重要なアナウンスを放送する。さらに、その後、引き続き被害状況や復旧状況を放送できるようにする。

○　無線

中央防災無線は、首都中枢機能の継続性確保を図るために重要な役割を担う連絡手段である。このため、発災直後においてもその利用に支障がないよう機能を確保する。

○　電話・衛星通信

中央防災無線の他にも、衛星通信など多様な通信手段を確保する必要がある。特に災害時優先電話回線は寸断させないようにする。

○　インターネット

インターネットは、被害の状況や災害対策の活動状況等を情報提供する役割を担う。このため、首都中枢機関から重要情報を継続的に発信できるようにする。

②　①に掲げるライフライン及びインフラの機能目標を果たすための対策

○　ライフライン

電力及び上水道のライフライン事業者は、首都中枢機関への供給に関わるライフラインの多重化と施設の耐震化や液状化対策等を進める。この際、道路管理者は、ライフライン事業者と共同して、共同溝や電線共同溝の整備を推進する。また、災害発生時に首都中枢機関への供給に関わるライフライン施設が万が一被災した場合には、優先的に復旧する。

下水道やガスについても、首都中枢機関における災害応急対応等に重要な役割を果たすものであり、引き続き、耐震化や液状化対策等を推進する。発災時には、他のライフラインの復旧作業との関係等により、復旧に１か月以上を要する場合も想定されるが、できるだけ早期の復旧を目指す。

○　情報通信インフラ

電気通信事業者は、首都中枢機関に関わる情報インフラ拠点施設として、電話局、電話線、サーバ等の耐震化、多重化を図る。また、停電に備えた非常用電源設備を整備するとともに、これに必要な燃料の備蓄を行う。災害発生時には、首都中枢機関の利用する情報通信インフラ施設が万が一被災した場合には、優先的に復旧する。